

社会福祉法人富士福社会事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月6日～令和11年3月31日まで

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和7年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和7年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和7年1月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和7年1月～ 研修内容の検討
- 令和7年度～ 研修の実施

社会福祉法人富士福祉会 行動計画

女性がより活躍できる雇用環境の整備を行うためにキャリアアップを目指した資格取得のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月6日～ 令和11年3月31日まで

2. 内容

目標1：労働者の教育訓練について、将来の育成を目的とした教育訓練のための資格取得に係る研修受講を50パーセント以上とする。

<取組内容>

- 令和7年1月～ 人事考課制度における研修体系の再編を行うための準備。
- 令和7年1月～ 人事考課制度における職位について、資格取得にかかるキャリアラダーの体系化のための整理。
- 令和7年4月～ 上記取組の実施。

目標2：非正規職員のキャリアアップに向けた研修の受講率を男女とも20パーセント以上とする。

<対策>

- 令和7年1月～ 柔軟な働き方を選択した職員（準職員・非正規職員）に対応したキャリアプランやキャリア形成の方針の明確化
- 令和7年1月～ 仕事の効率や成果に応じた公正な評価・処遇体系を整備し、評価制度・賃金制度の見直しを行う。
- 令和7年4月～ 柔軟な働き方を選択した職員（準職員・非正規職員）に対応したキャリアプランやキャリア形成のための研修の実施。
- 令和7年4月 仕事の効率や成果に応じた公正な評価制度・賃金制度の運用。